

手当金



傷病手当金適用期間の延長

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の申請はお済みですか

国保環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（**適用期間内で左記の要件を満たす方**に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和4年3月31日まで

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

支援事業



申請期限のお知らせについて！

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金・補助金申請期限

国産業振興課 商工統計係 ☎65・1106

○桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業の申請期限は左記のとおりとなっておりますので、該当する方はご確認の上、お早めに申請ください。

《①中小企業一時支援金》

【申請期限】令和4年2月28日(月)まで

【支給額】1事業者につき10万円

【対象】国又は県の月次支援金の給付決定を受けた桂川町内で営業する事業者

《②中小企業経営革新実行支援補助金》

【申請期限】令和4年2月28日(月)まで

【支給額】1事業者につき上限10万円

【対象】令和2年度又は令和3年度に福岡県経営革新実行支援補助金の給付決定を受けた桂川町内で営業する事業者

【その他】①、②の事業に関する不明な点や、申請に関する必要書類等については、お問い合わせください。

お知らせ



令和4年度分 就学援助申請

児童・生徒の就学援助制度 お気軽ににご相談ください

国学校教育課 教務係 ☎65・1149

【対象】小・中学校に在学中または入学予定の児童・生徒がいる家庭で、経済的な理由により学用品費や給食費等の納入が困難な人

【持参物】

①世帯全員分のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

②申請者の身分証明書（運転免許証など）

【申込期間】2月14日(月)～4月28日(木)

※【入学準備金の4月支給を希望する方について】希望者については入学準備金に限り4月に支給することができます。

（持参物）前記の持参物のほか次の書類が必要。

③口座振替依頼書（振込用通帳）

④前年に収入のあった世帯全員の源泉徴収票 または、確定申告の写し

（入学準備金申込期間）2月14日(月)～3月18日(金)

【その他】期日を過ぎた申請の場合、支給開始時期が遅くなるほか、一部の就学援助費を受け取ることができない場合があります。